札幌丘珠空港利用旅行商品造成助成金交付要綱

令和５年(2023 年) ３月 31 日
都市計画担当局長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、札幌丘珠空港（以下「丘珠空港」という。）を利用した旅行商品の広告宣伝経費の一部を助成し、その造成・販売を促進することによって、丘珠空港の認知度向上及び利用促進を図ることを目的とする。

（交付対象者）

第２条　助成金の交付対象者は、対象商品を企画し、販売及び催行した旅行会社（旅行業法第３条に定める登録を受けた旅行業を営む者）とする。

（助成対象旅行商品）

第３条　助成金の対象となる旅行商品（以下「対象商品」という。）は、次の各号のいずれかに該当する募集型企画旅行商品とする。

⑴　道内旅行商品：道内空港（丘珠空港を除く）発の道内旅行商品で、丘珠空港行の定期便を利用するもの。

⑵　道外旅行商品：丘珠空港発の道外旅行商品で、道外空港行の定期便を利用するもの。

⑶　経由旅行商品：道内空港（丘珠空港を除く）発、丘珠空港経由の道外旅行商品で、道外空港行の定期便を利用するもの。

⑷　チャーター便旅行商品：催行日において丘珠空港との定期路線が運航していない空港と、丘珠空港を運航するチャーター便を利用する旅行商品。

（助成対象経費）

第４条　助成対象経費は、対象商品の広告宣伝に要する経費のうち、交付対象者が自己負担を行う額で、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、実施する広告において、行程表の記載とは別に、「札幌丘珠空港発着」等の丘珠空港を利用した旅行商品であることを表示すること。

⑴　対象商品に係るテレビ・ラジオ宣伝、新聞・雑誌・新聞折込広告又はその他の方法による広告宣伝に係る経費で、市長が適当と認めるもの。

⑵　対象商品に係るパンフレットやチラシ、またはそれに準じる内容のものの作成に係る経費で、市長が適当と認めるもの。

２　前項各号に掲げる経費に、対象商品以外に係るものが含まれている場合は、全体額をページ数、掲載面積、商品数等により経費按分して対象経費を算出することとする。

（助成率及び助成限度額）

第５条　助成率は前条に定める助成対象経費のうち、交付対象者が負担する額の２分の１以内に相当する額とし、助成限度額及び同一交付対象者が同一年度に受けられる助成回数については別表のとおりとする。

（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者は、対象商品の造成後速やかに、助成金交付申請書（様式第１号）を、札幌市長に提出しなければならない。ただし、催行日以降の申請は認められない。

（助成対象の交付決定通知）

第７条　市長は、前条に規定する書類を受理したときは、これを審査の上、助成金交付決定通知書（様式第２号）又は助成金交付申請却下通知書（様式第３号）をもって、助成対象事業者にその旨を通知するものとする。

２　市長は、前条に規定する交付申請書の内容に不備又は異議が生じる場合は、必要に応じて助成対象事業者と協議し、計画の一部または全部の変更を助成対象事業者へ求めることができる。

（申請の取り下げ）

第８条　助成金の交付の申請をしたものは、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の対象事業を取り止めた場合は、速やかに申請取下書（様式第４号）をもってその申請を取り下げなければならない。ただし、対象商品の販売開始後、かつ対象事業を取り止めることにやむを得ない事由があると市長が認める場合には、この限りではない。

２　前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告・請求）

第９条　交付の決定を受けた申請者は助成対象商品の催行終了後（前条第１項但し書きに該当する場合を含む）、速やかに助成事業実績報告書（様式第５号）により、市長に対し報告しなければならない。

（助成金額の確定、交付）

第 10 条　市長は、前条に規定する書類を受理したときはこれを審査し、適正であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第６号）により、助成対象事業者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金額の減額）

第 11 条　市長は、本要項第４条各号に掲げる経費の合計が本助成金の交付決定額に満たない場合、当該交付決定額から、当該経費を差し引いた額を、当該交付決定額から減額することができる。

（助成金の返還）

第 12 条　市長は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者があると認めたときは、助成金を返還させることができる。

（検査）

第 13 条　市長は、必要があると認めるときは、助成対象事業者に対して前条に規定する帳簿類の開示を求め、助成対象事業に係る検査を行うことができる。

（その他）

第 14 条　予算の都合上、当該年度の助成額が予算の額に達した場合は、助成金の交付を終了することがある。

【別表】助成限度額及び助成回数

<table>
<tr><th>対象商品</th><th>助成限度額</th><th>助成回数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>道内旅行商品</td><td rowspan="2">往復利用：10 万円
片道利用：５万円</td><td rowspan="3">助成対象期間につき、各１回</td><td rowspan="3">復路のみの片道利用は助成対象外</td></tr>
<tr><td>道外旅行商品</td></tr>
<tr><td>経由旅行商品</td><td>往復利用：20 万円
片道利用：10 万円</td></tr>
<tr><td>チャーター便旅行商品</td><td>往復利用：10 万円
片道利用：５万円</td><td>１路線あたり１回</td><td>対象商品の販売終了の翌日から起算して 90 日経過後、新たに販売する場合には助成の対象</td></tr>
</table>

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。